

イ 教職員に係る危機事態

イー① 交通事故・交通法規違反

●● 交通違反(飲酒運転) ●●

1 交通三悪

「飲酒運転」、「無免許運転」及び「速度超過」は、死亡事故の発生率が非常に高いことから、交通違反の中でも特に悪質な違反行為とされ「交通三悪」といわれています。

2 北海道飲酒運転の根絶に関する条例(平成 27 年北海道条例第 53 号)

この条例は、一日も早く北海道から飲酒運転を根絶し、道民にとって安全で、かつ安心して暮らすことができる社会が実現されるよう、たゆまぬ努力をすることを決意し、道民の総意として制定されたもので、平成 27 年 12 月 1 日から施行されました。

この条例において、「7 月 13 日」を「飲酒運転根絶の日」とし、道及び道民等は、一体となって飲酒運転を根絶するための取組を行うこととしています。

道民一人一人が、飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持ち、飲酒運転の防止のために自主的に行動するとともに、道民にその規範意識を定着させるための実効性のある取組が必要です。

教職員一人一人が自らはもとより、同僚も含めた飲酒運転の根絶を決意し、新たに、意識改革の徹底、交通安全運動の実践等の取組を行うため、その取組内容を定めた再発防止策として、道立学校教職員を対象とした「道立学校教職員の飲酒運転根絶に向けた『決意と行動』」を策定(平成 28 年 7 月)し、飲酒運転の根絶に向け、一丸となって決意を新たにして再発防止に取り組むこととしております(市町村立学校の教職員の取組については、市町村教育委員会が道立学校に準じた取組を策定し、着実に実施されるよう、北海道教育委員会から市町村教育委員会に対して通知されています。)

3 飲酒運転

道路交通法は、「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」(第 65 条第 1 項)としています。

なお、同法において「車両等」は「車両(自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバス)及び路面電車」をいい、「軽車両」には「自転車」が含まれます(第 2 条第 1 項第 8 号、同項第 11 号及び同項第 17 号)。

また、飲酒運転は、「酒酔い運転」と「酒気帯び運転」に分けられます。

【「酒酔い運転」と「酒気帯び運転」】

○「酒酔い運転」は、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転することです。

○「酒気帯び運転」は、血液 1 ミリリットル(mL)につき 0.3 ミリグラム(mg)又は呼気 1 リットル(L)につき 0.15 ミリグラム(mg)以上のアルコールを体内に保有して運転することです。

※酒酔い運転は「状態」が基準になり、酒気帯び運転は「数値」が基準になります。例えば、お酒に弱い人が、少量の飲酒により、まっすぐ歩けない状態で運転した場合、酒酔い運転になることがあります。

※注意しなければならない点は、一滴でもお酒を飲んだら運転してはいけないということです。

「正常に運転できる状態であれば、飲酒していても大丈夫」とか、「呼気アルコールが 0.15mg/L 未満であれば運転してもよい」ということではありません。

飲酒運転を行ったときに問われる責任

(1) 行政上の責任

飲酒運転を行った教職員等に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

- | |
|---|
| 1 交通事故・交通法規違反 |
| (1) 飲酒運転(酒酔い運転・酒気帯び運転)及び無免許運転 |
| ア 酒酔い運転の場合・・・免職 |
| イ 酒気帯び運転及び無免許運転の場合 |
| (7) 人を死亡させた場合・・・免職 |
| (イ) 人に傷害を負わせた場合又は物損事故を起こした場合・・・免職又は停職 |
| (ウ) 上記以外の場合・・・免職又は停職 |
| ウ 飲酒運転を知らずながら同乗し、又は運転することを知らずながら飲酒を勧めた場合・・・免職又は停職 |

(2) 刑事上の責任

次のような行政処分及び刑事処分があります。

【道路交通法・道路交通法施行令】 (前歴や累積点数により異なります)

| 区 分 | 状 態 等 | 行政処分 | | | 罰 則 |
|------------|--|------|------|--------------|-------------------------|
| | | 点数 | 内容 | 欠格期間 停止期間 | |
| 酒酔い 運転 | アルコールの影響により正 常な運転ができないおそれ がある状態 | 35点 | 免許取消 | 3年 (欠格) | 5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 |
| 酒気帯び 運転 | 呼気中アルコール濃度 0.25mg/1以上 | 25点 | 免許取消 | 2年 (欠格) | 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 |
| | 呼気中アルコール濃度 0.15mg/1以上 0.25mg/1未満 | 13点 | 免許停止 | 90日 (停止) | |

| 区 分 | 罰 則 | |
|--|--------|-------------------------|
| 酒気を帯びている者で飲酒運転をすることとなる おそれがあるものに対し車両を提供した場合 | 酒酔い運転 | 5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 |
| | 酒気帯び運転 | 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 |
| 運転することとなるおそれがある者に対し酒類を 提供し、又は飲酒をすすめた場合 | 酒酔い運転 | 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 |
| | 酒気帯び運転 | 2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金 |
| 車両の運転者が酒気を帯びていることを知りなが ら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己 を運送することを要求し、又は依頼して、当該運 転者が飲酒運転する車両に同乗した場合 | 酒酔い運転 | 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 |
| | 酒気帯び運転 | 2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金 |

【自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律】

| 罪 名 | 行 為 | 態 様 | 罰 則 |
|-----------------|---|------|-------------------------------|
| 自動車運転過 失致死傷罪 | 自動車の運転上必要な注意を 怠った | 人を死傷 | 7年以下の懲役若しくは禁固 又は100万円以下の罰金 |
| 危険運転致死 傷罪 | アルコール又は薬物の影響に より正常な運転が困難な状態 で自動車を走行 | 人を負傷 | 15年以下の懲役 |
| | | 人を死亡 | 1年以上の懲役 |

●● 交通違反(無免許運転) ●●

1 交通三悪

「飲酒運転」、「無免許運転」及び「速度超過」は、死亡事故の発生率が非常に高いことから、交通違反の中でも特に悪質な違反行為とされ「交通三悪」といわれています。

2 無免許運転

道路交通法は、「何人も、(中略)公安委員会の運転免許を受けないで、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。」(第64条)としています。

「免許を受けないで」運転するとは、

- ①現在まで一度も運転免許を交付されたことのない者が運転する場合
- ②運転免許が取り消された後、改めて交付される前に運転する場合
- ③運転免許の停止中に運転する場合
- ④更新期日経過などによる有効期限切れの運転免許証により運転する場合

などがあります。

3 無免許運転を行ったときに問われる責任

(1) 行政上の責任

無免許運転を行った教職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

1 交通事故・交通法規違反

(1) 飲酒運転(酒酔い運転・酒気帯び運転)及び無免許運転

イ 酒気帯び運転及び無免許運転の場合

(7) 人を死亡させた場合・・・免職

(イ) 人に傷害を負わせた場合又は物損事故を起こした場合・・・免職又は停職

(7) 上記以外の場合・・・免職又は停職

(2) 刑事上の責任

次のような行政処分及び刑事処分があります。

【道路交通法】

| 区 分 | 罰 則 |
|--|--------------------|
| 無免許運転 | 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| 無免許運転をするおそれのある者に車両を提供した者 | 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| 無免許運転をすることを知りながら運転を要求又は依頼して、その無免許運転の車両に同乗した者 | 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金 |

【自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律】

危険運転致死傷罪や過失運転致死傷罪など「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する犯罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは刑が加重されます。

(3) 民事上の責任

人身・物損事故が伴う場合は、損害賠償責任も問われることがあります。

●● 交通違反(速度超過) ●●

1 交通三悪

「飲酒運転」、「無免許運転」及び「速度超過」は、死亡事故の発生率が非常に高いことから、交通違反の中でも特に悪質な違反行為とされ「交通三悪」といわれています。

2 速度超過

道路交通法は、「車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。」(第22条)としています。

3 速度超過と死亡事故の発生状況(以下「北海道警察速度管理指針(平成28年3月)」北海道警察HPから)

北海道では、他の都府県と比較して多くの交通死亡事故が発生しており、その多くに速度超過が認められますので、総合的な対策を実施して、速度超過に起因する交通事故の防止と事故発生時の被害軽減を図る必要があります。

(1) 交通死亡事故の発生状況

道内における交通死亡事故を走行速度の観点から分析すると、次のような特徴が認められます。

○交通死亡事故の第一当事者の4割(41%)に速度超過が認められます。

○最高速度違反を原因とする交通死亡事故の割合は、全国平均の2倍(北海道10.6%、全国5.2%)と高くなっています。

(2) 走行速度と交通事故の関係

事故直前の速度と交通事故には、次のような関係が認められます。

○事故直前の速度が高くなればなるほど致死率は高くなり、

・時速60kmを超え70km以下では、人身事故の7件に1件

- ・時速 70km を超え 80km 以下では、人身事故の 5 件に 1 件
- ・時速 80km を超え 90km 以下では、人身事故の 3 件に 1 件
- ・時速 90km を超え 100km 以下では、人身事故の 2 件に 1 件が死亡事故となっています。

(3) 速度遵守による被害軽減の可能性

速度超過がなければ致死率は低く、逆に速度が超過すればするほど致死率が高くなることから、速度遵守により被害軽減の可能性が高くなります。

○時速 10km 以下の速度超過がある交通事故は、速度超過がない交通事故と比較して致死率が 8 倍になります。

○時速 10km を超え 20km 以下の速度超過がある交通事故は、速度超過がない交通事故と比較して致死率が 14 倍になります。

○時速 20km を超え 30km 以下の速度超過がある交通事故は、速度超過がない交通事故と比較して致死率が 30 倍になります。

○時速 30km を超える速度超過がある交通事故は、速度超過がない交通事故と比較して致死率が 59 倍になります。

4 速度超過を行ったときに問われる責任

(1) 行政上の責任

速度超過を行った教職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

| |
|---|
| <p>1 交通事故・交通法規違反</p> <p>(1) 飲酒運転(酒酔い運転・酒気帯び運転)及び無免許運転(略)</p> <p>(2) 速度超過</p> <p>ア 人を死亡させた場合</p> <p>(7) 30km(高速道路では40km)以上の速度超過・・・免職</p> <p>(4) 30km(高速道路では40km)未満の速度超過・・・停職</p> <p>イ 人に傷害を負わせた場合</p> <p>(7) 30km(高速道路では40km)以上の速度超過・・・免職又は停職</p> <p>(4) 30km(高速道路では40km)未満の速度超過・・・減給</p> <p>ウ 上記以外の場合</p> <p>(7) 50km以上の速度超過・・・停職</p> <p>(4) 40km(高速道路では45km)以上50km未満の速度超過・・・減給</p> <p>(7) 30km以上40km未満(高速道路では40km以上45km未満)の速度超過・・・戒告</p> |
|---|

(2) 刑事上の責任

道路交通法による行政処分があります。特に、超過速度が 30km を超える場合(一般道)は、罰金刑が科せられるとともに、運転免許停止処分を受けることになります。

また、人を死傷させた場合は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の適用を受ける場合があります。

(3) 民事上の責任

人身・物損事故が伴う場合は、損害賠償責任も問われることがあります。

●● 交通事故 ●●

1 交通事故

道路交通法において、交通事故は「車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊」(第 67 条第 2 項)とされています。

また、同法で、「車両等」は「車両又は路面電車」をいい、さらに「車両」は「自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバス」をいい、「軽車両」には「自転車」が含まれることから、「車両等」には「自転車」が含まれることになります。

自動車を運転する時のみならず、自転車を運転する時も、交通法規の遵守に努め、安全運転を心がけなければなりません。

2 交通事故の場合の措置

道路交通法において、交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、次の5つの措置をとる義務が課されています(第72条)。

| | |
|---|--|
| 1 | 直ちに車両等の運転を停止させる義務 |
| 2 | 負傷者を救護する義務 |
| 3 | 道路における危険を防止する等の措置を講じる義務 |
| 4 | 警察官へ報告する義務 |
| 5 | 上記の報告を受けた警察官から、警察官が現場に到着するまで運転手が現場を去ってはならないと命ぜられた場合は、その命令に従う義務 |

3 交通事故を起こしたときに問われる責任

(1) 行政上の責任

交通事故等を起こした職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

| | |
|---|--------------------------------------|
| 1 | 交通事故・交通法規違反 |
| | (1) 飲酒運転(酒酔い運転・酒気帯び運転)及び無免許運転 (略) |
| | (2) 速度超過 |
| | ア 人を死亡させた場合 |
| | (イ) 30km(高速道路では40km)以上の速度超過・・・免職 |
| | (ロ) 30km(高速道路では40km)未満の速度超過・・・停職 |
| | イ 人に傷害を負わせた場合 |
| | (イ) 30km(高速道路では40km)以上の速度超過・・・免職又は停職 |
| | (ロ) 30km(高速道路では40km)未満の速度超過・・・減給 |
| | (3) 救護義務違反(ひき逃げ)等 |
| | ア 救護義務違反(ひき逃げ)・・・免職 |
| | イ あて逃げ・・・免職又は停職 |
| | (4) 上記以外の違反による人身事故 |
| | ア 人を死亡させた場合・・・停職 |
| | イ 人に傷害を負わせた場合・・・減給又は戒告 |

(2) 刑事上の責任

刑法や自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に抵触すると、刑事処分を受けます。また、道路交通法上の措置義務違反がある場合は、同法による刑事処分も受けます。

(3) 民事上の責任

損害賠償責任を問われることがあります。

●● わいせつ行為 ●●

1 わいせつ行為

わいせつ行為は、児童生徒の心に大きな傷を負わせるだけでなく、学校教育に対する保護者や地域社会の信頼を著しく失墜させる行為であり、決して許されるものではありません。

北海道教育委員会としては、わいせつ行為を行った教職員は原則として懲戒免職とするなど厳正に対処しております。この場合、教育職員免許状が失効するとともに、そのほとんどのケースで退職手当が支給されず生活基盤を失うなど大きな影響を受けることに加え、教職員本人にとっても刑事責任を問われる場合があります。

懲戒処分の指針では、「わいせつ行為」とは、「刑法」「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」「軽犯罪法」「ストーカー行為等の規制等に関する法律」「北海道青少年健全育成条例」「北海道迷惑行為防止条例」などに違反するわいせつな行為(のぞき・盗撮及び痴漢行為を含む)としています。

具体的には、強制わいせつ、強姦、痴漢行為、淫行、わいせつ物の頒布・陳列、盗撮、のぞき、児童買春などが挙げられます。

2 わいせつ行為をしたときに問われる責任

(1) 行政上の責任

わいせつ行為をした教職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

| |
|----------------------------------|
| 2 わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメント |
| (1) 児童生徒に対する行為 |
| ア わいせつ行為を行った場合(同意の有無を問わない。)・・・免職 |
| (2) 上記以外の者に対する行為 |
| ア わいせつ行為を行った場合・・・免職 |

(2) 刑事上の責任

関係法令に抵触する場合、刑事処分を受けます。

(3) 民事上の責任

損害賠償責任を問われることがあります。

●● セクハラ ●●

1 セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」という。)は、個人としての尊厳を不当に傷つけるばかりでなく、職場の秩序や業務の遂行を阻害する問題として、社会的にも許されない行為です。

性に関する言動の受止め方には個人間や男女間で差があり、たとえ親しさを表す言動であっても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまうことがあります。また、セクハラを受けた者が、職場の人間関係等を考え、拒否することができない場合もあり得ます。

「相手が許容するだろう」、「相手が明確に拒否していないからいいだろう」などという勝手な思い込みは禁物です。

特に、児童生徒に対するセクハラは、指導する側と指導される側という関係のもと、教職員の優越的な立場を利用するものであって悪質性が高く、極めて重大な非違行為であり、児童生徒や保護者、地域等の学校に対する信頼を著しく損なうものです。

懲戒処分の指針では、セクハラとは、「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいい、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等がこれに当たる。なお、児童生徒に対する性的な言動は、自校、他校の別を問わない。」としています。

2 セクハラ行為をしたときに問われる責任

(1) 行政上の責任

セクハラ行為をした教職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

| |
|--|
| <p>2 わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメント</p> <p>(1) 児童生徒に対する行為</p> <p>イ セクシュアル・ハラスメントを行った場合・・・免職、停職又は減給</p> <p>(2) 上記以外の者に対する行為</p> <p>イ セクシュアル・ハラスメントを行った場合・・・停職、減給又は戒告</p> |
|--|

(2) 刑事上の責任

関係法令に抵触する場合、刑事処分を受けます。

(3) 民事上の責任

損害賠償責任を問われることがあります。

イー③ 体罰

●● 体罰 ●●

1 体罰

学校における児童生徒への体罰は、法律(学校教育法第11条)により禁止されています。

通常、体罰と判断されると考えられる行為には、身体に対する侵害を内容とするものと、肉体的苦痛を与えるようなものがあります。

校長及び教員(以下「教員等」という。)は、いかなる場合も体罰を行ってはならず、違法行為である体罰を行った場合は、教員等が以下に示すような責任を負うばかりでなく、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させることになります。

2 体罰に関する基本認識を深める必要性(「学校教育資料望ましい指導の在り方―体罰の根絶を目指して―」(平成25年6月北海道教育委員会)を十分活用して)

体罰は、いかなる理由があっても絶対に許されない行為であるにもかかわらず、学校現場では依然として、感情的になって児童生徒をたたくといった事案が後を絶たないほか、過去に体罰で懲戒処分を受けた教員等が繰り返し体罰を行う事案が相次いで発生しています。

さらに、体罰事故について教育委員会に報告しなかったことや、同一校で繰り返し体罰が行われたことにより、管理監督者を懲戒処分とする事案も発生しています。

こうしたことから、「学校教育資料望ましい指導の在り方―体罰の根絶を目指して―」(平成25年6月北海道教育委員会)を十分に有効活用して、授業や部活動での効果的な指導について全教員等を対象とした校内研修等の取組を確実に実施し、体罰防止に係る教員等の基本認識を深めるとともに、速やかな体罰把握のための校内体制の整備・点検を行う必要があります。

※ 「学校教育資料望ましい指導の在り方―体罰の根絶を目指して―」は、北海道教育委員会のホームページ(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/nozomashiishidounoarikata.htm>)からダウンロードできます。

3 コミュニケーション能力向上の必要性(「校内研修資料教師と児童生徒間の望ましいコミュニケーションの在り方～体罰事故等を回避するための危機回避(リスクヘッジ)能力について～」(平成29年3月北海道立教育研究所研究・相談部)を十分活用して)

上記2の資料は、体罰に関する法令等や事例を理解し、未然防止のための指導技術に関する基本的な知識を習得すること等を主眼としているのに対し、この研修資料は、児童生徒へのあるべき接し方を理解し、コーチングや解決志向アプローチ、アサーショントレーニングなどといった指導技術を習得することにより、コミュニケーション能力をより一層向上させること等を主眼としています。

この研修資料を有効に活用して教員等が指導技術を習得し、コミュニケーション能力のより一層の向上

を通じて、児童生徒とのより望ましい関係の構築を図ることによって、体罰の防止につなげていくことが重要です。

※ 「校内研修資料教師と児童生徒間の望ましいコミュニケーションの在り方～ 体罰事故等を回避するための危機回避(リスクヘッジ)能力について～」は、北海道立教育研究所のホームページ(<http://www.doken.hokkaido-c.ed.jp/counseling/>研究相談部資料/?action=cabinet_action_main_download&block_id=939&room_id=1&cabinet_id=16&file_id=3409&upload_id=4323)からダウンロードできます。

4 体罰をしたときに問われる責任

(1) 行政上の責任

体罰をした教員等に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

3 体罰

- (1) 体罰を加え、児童生徒を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた場合
・・・免職又は停職
- (2) 体罰を加え、児童生徒に傷害を負わせた場合・・・停職又は減給
- (3) 上記以外の体罰を加えた場合・・・戒告
- (4) 体罰の方法や程度、人数、回数などにより加重する場合がある。

(2) 刑事上の責任

暴行罪や傷害罪など刑法の規定に抵触し、刑事処分を受ける場合があります。

(3) 民事上の責任

損害賠償責任を問われることがあります。

イー④ 欠勤

●● 欠勤等(職務専念義務違反) ●●

1 欠勤

教職員は、法律又は条例に特別の定めがあって例外が認められる場合のほか、その勤務時間中は、職務上の注意力のすべてを自己の職務遂行のために用い、教職員が勤務する学校のなすべき責を有する職務にのみ従事しなければなりません(職務専念義務。地方公務員法第35条)。

この法律又は条例に特別の定めがあって例外が認められる場合としては、休暇、休日、育児休業、休職、停職等が挙げられます。

このような正当な理由がなく勤務を欠く場合、非違行為として懲戒処分の対象となります。

2 勤務時間中の私的なSNS利用、メール、インターネットの閲覧

近年、利用者が増加しているフェイスブック、ライン等のソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)は、手軽に操作でき、比較的短時間で利用が可能です。また、職場のパソコンや個人のスマートフォンを使ってのメール送受信やインターネット閲覧なども容易に行うことができます。

これらの行為を勤務時間中に私的に行うことは、例え短時間であったとしても、上記1の職務専念義務に違反する違法行為であり、懲戒処分の対象となります。

3 欠勤したときに問われる責任

欠勤した教職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

8 欠勤

正当な理由なく勤務を欠いた場合

- (1) 11日未満・・・減給
- (2) 11日以上21日未満・・・停職又は減給
- (3) 21日以上・・・免職又は停職

●● 個人情報の紛失等 ●●

1 個人情報の紛失、流失又は盗難

個人情報の適切な管理については、これまでも厳正に指導してきたところですが、依然として個人情報の紛失、流出又は盗難(以下「個人情報の紛失等」という。)が後を絶たない状況です。

個人情報の紛失等は児童生徒や保護者のプライバシー侵害であり、個人情報の紛失等により詐欺などの二次的な被害をもたらすおそれがあることなどから、個人情報は、特に慎重な取扱いが求められます。

2 個人情報の紛失等をしたときに問われる責任

(1) 行政上の責任

個人情報の紛失等をした教職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

9 個人情報の紛失、流失又は盗難
職務上収集した個人情報を許可なく持ち出し、相応の注意義務を怠って紛失し、又は流失させ、若しくは盗難にあった場合・・・減給又は戒告

(2) 刑事上の責任

関係法令に抵触する場合、刑事処分を受けます。

(3) 民事上の責任

損害賠償責任を問われることがあります。

3 児童生徒及び保護者との連絡手段について (R2 追記)

(1) 基本原則

原則として、教育活動に係る諸連絡等については、保護者を通じて行い、職員と児童生徒との間において、携帯電話やメール等の利用は行わないこととする。また、職員は、児童生徒及び保護者の携帯電話等に個人の携帯電話等を用いて連絡することを禁止する。

(2) 電話番号等の取得及び提供

職員は、公務運営上、教育活動に関して必要な場合に限り、児童生徒及び保護者から携帯番号等の個人情報を取得し、または自らの携帯電話等の個人情報を児童生徒へ提供することができる。その際には、管理職の許可を必要とする。

- ・児童生徒及び保護者から取得または提供できる情報は、携帯電話番号と電子メールアドレスとする。
- ・取得または提供できる児童生徒の範囲は担任する学級の児童生徒と課外活動で引率する児童生徒とする。

(3) 利用の範囲

携帯電話等を利用する範囲は、①非常災害に係る場合、②健康・衛生に係る場合、③進路指導・生徒指導等において急を要する場合、④授業の実施に係る場合とする。

(4) 児童生徒からの個人的な相談等

児童生徒からの相談等については、原則、学校で複数の職員により対面。対話にて対応すること。

A小学校の第6学年に転入してきた児童Bの保護者から教頭に申し出があり、当該保護者の元配偶者に児童BがA小学校に在籍していることを知られないよう配慮してほしい旨の申し出があった。

1 対応のポイント

状況の把握

- ・校長は、当該保護者から経緯等を把握するとともに、保護者の了解を得て、関係職員と情報を共有し、以後の対応について確認する。

学校の対応

- ・当該児童生徒への対応について、サポート体制を構築し、保護者の理解を得ておく。
- ・例えば、下足ロッカーや教室、廊下などに児童生徒Bの在籍を確認できるような要素（名札等）がないよう配慮する。
- ・名簿などの記載や、写真・卒業アルバムの取扱いなどについて配慮する。
- ・授業や行事などの写真撮影、学校ホームページへの掲載などについて、個人が特定されないよう配慮する。
- ・児童生徒Bの住所や電話番号等が他者の目に触れないよう、金庫などに保管する。

児童生徒への対応

- ・心のケアのため、スクールカウンセラー等による面談を行う。
- ・面談において何も話したがないことが考えられることから、児童生徒Bとの信頼関係の構築に努める。

保護者への対応

- ・学校の対応について、事前に保護者に説明し、了承を得る。
- ※保護者が既に支援を受けている場合、関係機関と連携を図る。
- ※保護者自身が支援を求めている場合には、市町村の福祉部等と連携し対応する。

校舎内に入って子どもを探そうとした場合

- ・学校安全の面からも不適切であることから制止する。
- ・暴言・威嚇などで教職員では対処できない場合、警察に通報する。
- ・接近禁止命令が出ている場合、直ちに警察や保護施設（母子生活支援施設・婦人相談所・民間シェルター等）に連絡する。
- ・当該児童生徒の兄弟姉妹が通う学校・幼稚園・保育所に連絡する。

日常的に配慮しておくこと

- ・学級の子どもから当該児童生徒の存在が漏れることも想定されることから、平素から全児童生徒に対して、「知らない人から友達のこと（友達の名前・住所・電話番号・保護者の名前など）を尋ねられても「わかりません」と答えるような指導を行っておく。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、児童生徒Bに関する状況について市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

外部からの問合せがあった場合

- ・「〇〇という子供はいないか？」「そちらに〇〇という子供がいると思うが・・・」「〇〇は自分の子供だが呼んでくれないか」といった問合せや申し入れには、「在籍についても回答できない」旨を伝える。（「そのような子供はいない」と答えた場合、「そちらにいることは目撃しているのにいないとはどういうことか？」といったやりとりも懸念されるので注意する必要がある。）

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

的確な状況の把握

- ・日常から、学校生活のみならず、当該保護者との面談等を通して児童生徒Bの状況を把握するとともに、児童生徒Bの心のケアを行うとともに、いつでも相談できる雰囲気醸成する。

不審者の侵入防止体制の整備

- ・元配偶者からの学校への暴言や威嚇など教職員では対応することができない場合を想定し、保護者の理解を得たうえで警察（生活安全課）と情報を共有する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・地方公務員法第34条1項
- ・北海道個人情報保護条例第2条
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条

ウ 施設管理に関する危機事態

ウー① 不審者の侵入

| | |
|-----------------|--|
| ○不審者とは | <ol style="list-style-type: none"> 1 登下校時に、児童生徒に声をかける 2 見慣れない人物が、学校周辺をうろつく 3 大きなバッグを持ち、うろろしている（盗撮、盗聴、危険物所持が考えられる） 4 目がうつろで、うわごとを言う |
| <対処法> | <ol style="list-style-type: none"> 1 不審者かどうか判断（職員室に寄っているか。声をかけて、用件を尋ねる。） →用件が明らかで、正当な場合は案内する。 2 退去を求める（用件に答えられない、正当でない場合） →相手との間合いを取る。接近しない 3 危害を加える恐れはないか（所持品に注意。言動に注意。） 4 隔離・通報する（別室に案内し、隔離する。暴力行為抑止と退去の説得をする。警察に通報するとともに教職員に周知する。教育委員会に緊急連絡し、支援を要請する。） 5 児童生徒の安全を守る（防御する。児童生徒を掌握し、安全を守る。避難の誘導をする。） 6 負傷者の把握（負傷者がいたら、容態を観察し、同時に応援を依頼する。応急手当をし、速やかな119番通報。心のケアに着手する。） 7 事後の対応や措置をする（事件・事故対策本部<窓口：教頭>を発動し、事後の対応や措置を機能的に行う。情報を収集し、事件・事故の概要などについて把握・整理し、提供する。保護者への連絡・説明。児童生徒の心のケア。授業再開準備。再発防止対策実施。報告書作成。） |
| ○不審車両とは | <ol style="list-style-type: none"> 1 空き地や道路に、長時間駐車している。 2 周辺をゆっくりと走行している。（誘拐、強制わいせつの疑い。） 3 スモークフィルムで、車内が見えない。 4 車両が薄汚れている。へこんでいる。 5 マスクなどで、顔が判断できない。 6 車内で、無線機のような者をいじっている。（盗撮・盗聴の疑い。） |
| <対処法> | <ol style="list-style-type: none"> 1 不審車両を見つけたら、一人ではなく複数で対応する。 2 車両の前や後ろに立ちふさがらない。 3 車両の中へ手や顔を入れない（引きずり込まれるおそれ） 4 不審者両につけられていると感じたら、道順を変える。こども110番の家または、人家に助けを求める。 |
| ○刃物を所持した相手の対処法 | <ol style="list-style-type: none"> 1 絶対に素手で対処しようとしなない。 2 相手との間合いを常に心に置き、相手より優位に立てる場所に立つ。逃げ場がない場所は避ける。 3 その場にある、あらゆる物を利用する。机、椅子、モップ、ほうきなど 4 相手が一人で、こちらが複数で対処できる場合は常に連携をし、相手の左右前後に立つ。 5 気合い、気迫が相手の優位を制す一番の武器である。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 恐れ・迷い・疑い、その他様々な要素が、体の動きを止める。 ○ 恐怖におののくと、体が萎縮し、日頃の動きができない。 ○ 必ず相手の目を見る。相手が所持した凶器にとらわれないこと。 |
| ○予防 ○保護者との連携 | <ol style="list-style-type: none"> 1 不審者の侵入を未然に防ぐ。 2 不審者の早期発見の方法を確立しておく。 3 不審者を発見した際の通報体制の確立。 4 定期的な避難訓練の実施。 |

不審者侵入の防止の3段階のチェック体制

| 段階 | 具体的な方策 |
|-----------------|------------------------------|
| A 校門 | 来訪者向け案内看板の設置 |
| B 校門から校舎への入り口まで | 来訪者の校舎の入口や受付への案内・誘導・指示、死角の排除 |
| C 校舎への入り口 | 常時施錠、入口や受付の指定・明示、来校者名簿への記入 |

ウー② 不審者による声かけ事案

| | |
|--|---|
| 1 発生時の対応ポイント 〈学校に不審者情報の第1報があった場合〉 ○緊急事態の判断 | 1 通報者から可能な限り、何時、どこで、誰が、誰に、どんなことをして、どのような状況になっているのか聞き取る。 2 緊急性の有無が判断できない場合は、最悪の事態も想定されることを念頭に置き、緊急事態として対応する。 ※発生時の通報は、情報が少ないことが多い。判断に迷う場合は緊急事態として動き出すこと。 |
| ○第1報時の対応 | 1 複数人で現場に急行する。(児童生徒の安否確認・安全確認が優先) ※当該児童生徒が現場におり、負傷している場合は直ちに119番通報する。 2 可能な限り管理職を窓口として、警察への110番通報など関係機関への通報と被害児童生徒の保護者対応を行う。(情報の混乱を防止) 3 続報も含めて、通報者から、詳細な状況の聞き取りを行う。 ※通報時間、通報者の身元、連絡先の聞き取りを忘れない。 4 通報内容、関係機関との連携状況を正確に集約・整理する。 |
| ○他の児童生徒への対応 | 1 在校児童生徒の所在及び人数を確認し、事態が収束するまで学校で保護する。 2 下校中の児童生徒については、帰宅しているかどうかを家庭に連絡するなどして、早急に安否の確認をする。 3 所在がつかめない児童生徒については、その児童生徒の友人や立ち寄りそうな場所等に連絡し安否の確認をする。 |
| ○保護者への対応 | 1 下校途中の児童生徒の保護者に対して、安否の確認を依頼する。 2 学校に残っている児童生徒の保護者に連絡し、児童生徒の迎えを依頼する。 |
| ○教育委員会(上川教育局)への報告 | 1 富良野市教育委員会への第1報と協力や支援を要請する。 2 富良野市教育委員会を通して上川教育局へ速報を送る。 |
| 〈不審者は確保されていないが、児童生徒の安否が確認できた場合〉 ○二次的被害の防止 | 1 緊急連絡網や防災無線等を活用して、保護者や地域住民に正確かつ迅速に情報を発信し注意喚起を図る。 2 児童生徒の一斉下校の体制を組む。 |
| ○他の児童生徒への対応 | 1 学校に残っている児童生徒は、安全が確認されるまで保護するとともに、迎えに来た保護者へ引き渡す。 2 所在がつかめない児童生徒は、保護者や警察等の協力を得ながら継続して、安否確認をする。 |
| ○保護者への対応 | 1 迎えに来た保護者に児童生徒を確実に引き渡す。 2 保護者が迎えに来られない場合は、学校で待機させる。 |
| ○関係機関との連携 | 1 PTAや関係機関等の協力を得て、学校周辺及び校内の巡視を強化する。 |
| ○報道機関への対応と事態経過の記録化 | 1 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。 2 誤報を避けるため、わからないことは「現時点ではわからない」と明確に回答し、判明した時点で回答する。 3 児童生徒の個人情報の取扱いについて十分配慮する。 4 事件・事故の発生日時、場所、内容、措置・対応を時系列にし、正確に記録する。 |

| | |
|---|--|
| <p>〈緊急事態収束後の対応〉 ○被害児童生徒等のケア</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 被害に遭った児童生徒やその保護者に対して養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行う。 2 教職員が一体となって「保護者への説明」、「心のケア」などの事後の対応や措置を適切に行う。 3 情報を整理し富良野市教育委員会等への報告書や災害共済給付に関する請求書を作成し、請求する。 |
| <p>○他の児童生徒への対応と再発防止</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 体調、睡眠、食欲、表情などの健康状態と、心配なことや困っていることなどを家庭訪問や個別の面談で確認する。 2 心の健康状態を把握できるようなアンケート調査等を実施する。 3 配慮を要する児童生徒の情報を収集するとともに、必要な対応策を検討する。 4 心的外傷による影響は長期にわたり現れることもあり、学校医やスクールカウンセラー、専門医等の関係機関との連携も含めた持続的な観察とケアについて必要な対応策を講じていく。 5 緊急事態の正確な記録等から発生原因や問題点を究明し、登下校時の安全対策の改善・強化を図る。 |
| <p>○保護者への対応</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 事件・事故の重大性などによっては、できるだけ速やかに保護者会を開催し、「事件・事故についての報告」、「児童生徒の心のケアを含めた今後の対応」等について説明する。 |
| <p>○教育委員会（上川教育局）への報告</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 事件・事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会（上川教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。 |
| <p>○報道等への対応</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 「正確な情報の収集・把握・整理」「窓口の一本化」「個人情報の保護」を継続する。 |
| <p>2 今後の対応策（未然防止策）のポイント ○危険予測・回避能力の育成</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 「通学路安全マップ」や「地域安全マップ」の作成などを通して、児童生徒へ危険箇所や「子ども110番の家」等の際の避難場所について十分に理解させるとともに、危険予測・回避能力を身に付ける指導を行う。 2 登下校時の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げるなど）を指導する。 3 登下校時の緊急の際の対処法の指導と訓練を実施する。 4 北海道警察の「ほくとくん防犯メール」を活用し、不審者情報等について教職員全体で情報共有するなど危機管理意識を高める。 |
| <p>○推進体制の構築</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、富良野市教育委員会、学校、PTA、警察、防犯ボランティアを含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。 2 危険等発生時において教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルに従い体制整備を行う。 3 保護者に対して、「ほくとくん防犯メール」の啓発資料を配付するなどして活用を促す。 |

ウー③ 外部の者による校内での盗難

| | |
|---|---|
| <p>1 発生時の対応ポイント ○状況の把握・対応</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 連絡を受けた教職員は速やかに現場へ行き、「立ち入り禁止」の掲示をするなど、現場保存の措置を行う。 2 器物損壊や盗難の状況を可能な範囲で把握し、管理職に速やかに報告する。 3 管理職は、全教職員に事実を伝えるとともに、その他の被害状況を把握するよう指示する。 4 今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。 5 各学級又は全校集会等において、全児不審者による物品の盗難があった事実を説明し、他の児童生徒に被害がないか、物品の盗難の現場を目撃していないかなどを確認する。 |
| <p>○関係機関との連携</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 管理職は状況を把握し、警察へ速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。 |
| <p>○教育委員会（教育局）への報告</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会（上川教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。 |
| <p>○保護者への対応</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 担任が、被害を受けた児童生徒の保護者に連絡し、事故の概要や学校の取った措置を説明し、理解を求める。 2 必要に応じて、担任と共に管理職が各家庭を訪問する。 3 状況によっては、保護者への説明文書の配布や緊急PTA集会を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。 |
| <p>○報道等への対応</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。 |
| <p>2 今後の対応策（未然防止策）のポイント ○再発防止策の検討</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 全校集会等で事故の概要を伝え、窓の施錠などについて再確認するとともに、再発防止に向けた学校の対応について説明する。 2 担任は児童生徒に対し、不要な私物を持ち帰ることや貴重品の自己管理等について指導をする。 3 管轄の交番、駐在所及び警察署に対し、夜間における警戒強化について要請する。 |
| <p>○未然防止策</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 各室の管理責任者は、退勤時に施錠を確認するとともに、最後に退勤する者は、校舎の施錠を確認する。 2 夜間の警備を警備会社に業務委託している場合は、機械警備のセットを確実に行う。 3 備品等の保管場所や保管方法に十分配慮する。 4 地域の防犯協会などの関係機関やスクールガード等に、学校周辺の見回りを定期的実施するよう要請する。 5 近隣の学校（他校種を含む）や富良野市教育委員会（上川教育局）、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。 |

ウー④ 外部の者による器物破壊

| | |
|--|--|
| <p>1 発生時の対応ポイント ○状況の把握・対応</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 連絡を受けた教職員は速やかに現場へ行き、「立ち入り禁止」の掲示をするなど、現場保存の措置を行う。 2 器物損壊の状況を可能な範囲で把握し、管理職に速やかに報告する。 3 管理職は、全教職員に事実を伝えるとともに、その他の被害状況を把握するよう指示する。 4 今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。 5 管理職は、児童生徒や保護者への説明内容等、今後の対応方針等を検討し、決定する。 6 各学級又は全校集会等において、全児童生徒に不審者による器物損壊があった事実を説明し、児童生徒に被害（盗難被害を含む）がないか、器物損壊の現場を目撃していないかなどを確認する。 |
| <p>○関係機関との連携</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 管理職は状況を判断し、警察へ速やかに届出するとともに、捜査に協力する。 |
| <p>○教育委員会（教育局）への報告</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会（上川教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。 |
| <p>○保護者への対応</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 状況によっては、保護者への説明文書の配布や緊急PTA集会を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。 |
| <p>○報道等への対応</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。 |
| <p>2 今後の対応策（未然防止策）のポイント ○未然防止策</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 日頃から施設の管理状況を確認し、整備に努める。 2 各室の管理責任者は、退勤時に施錠を確認するとともに、最後に退勤する者は、校舎の施錠を確認する。 3 夜間の警備を警備会社に業務委託している場合には、機械警備のセットを確実にを行う。 4 地域の防犯協会やパトロールボランティアなどの関係機関等に、学校周辺の見回りを定期的実施するよう要請する。 5 校地内に容易に侵入されないよう、許可なく立ち入ることを禁じた看板を設置する。 6 近隣の学校（他校種を含む）や富良野市教育委員会（上川教育局）、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。 |

ウー⑤ 火災

| | | |
|---|---|---|
| <p>○事中</p> <p>※至急連絡</p> <p>※放送の確認</p> <p>○避難 ※安全第一 ※人数確認 ※動揺を防ぐ</p> <p>※残留者点検</p> | <p>火災発生</p> <p>火災発見者</p> <p>教頭/職員室</p> <p>避難指示放送</p> <p>避難誘導</p> <p>校内点検</p> <p>非常持ち出し</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 火気を多く使用する場所 家庭科室・理科室・ボイラー室・職員室 • 火災発見者は、至急教頭（校長、職員室）に連絡 • 初期消火（天井に届かない火の場合） • 火災の状態、風向き判断 • 避難経路、避難場所の決定、指示 • 119番通報 • 非常ベル、避難指示放送 • 『〇〇から火災発生、直ちに△△に避難しなさい。』（繰り返し放送） ※非常ベルですべての活動を中止し、放送の指示を聞く • 避難指示終了まで行動させない。避難場所への誘導 • 担任は先頭、人数確認（口、鼻をハンカチなどで覆い、低い姿勢で避難） • 『お・は・し・も』の約束、持ち物はもたない。 • 避難終了後、学年ごとに整列、人数確認と報告 • 異常の有無を本部に報告 • 残留者の点検（保健室、トイレも） • 教室等のドアを閉める。 • 非常時持ち出しファイル（電話連絡網表、保護者連絡先ファイル） • 担任が担当児童生徒の出席簿をもって避難する |
| <p>○事後</p> | | <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会への連絡 富良野市教育委員会 Tel 39-2320 2 保護者への連絡、PTA会長への報告 3 児童生徒は校長の指示のもと、帰宅させる 4 学校側の報道機関の対応窓口は管理職に一本化 |
| <p>○その他</p> | | <ol style="list-style-type: none"> 1 授業中の火災発生の場合 → 上記の通り 2 休み時間の火災発生の場合 → 残留者の点検 3 放課後などの火災発生の場合 → 残留者の点検 4 風向きによって、避難方向、避難場所が変わるので注意 5 記録化（教頭） |
| <p>○予防</p> | <p>資料</p> | <p>○富良野市立樹海学校 防災計画</p> <p>○富良野市立樹海学校 教育計画</p> |

ウー⑥ 台風暴風雪・大雨洪水

◇ 暴風雪・雪害の対応

| | |
|--------|---|
| ○暴風雪とは | 1 地震、火災等と異なり、天候の悪化による危険は気象情報によって被害の予測がつけられるので、予防的対応がある程度可能である。ただし局地的集中豪雨のように予測不可能の場合もあるので注意しなければならない。部屋の窓、出入り口の戸締まりなどを万全に行う。 |
| ○対応 | 1 集団下校が必要な場合は、校長・教頭・生徒指導部で検討し、決定する。 2 決定後、速やかに緊急連絡網で家庭に連絡し、在宅の有無を確認する。 3 保護者に連絡がつかない児童生徒については学校待機とし、再度連絡を取る。 4 保護者に通常乗り降りしているバス停まで迎えに来てもらう。 5 帰宅後は電話で学校に連絡してもらい、児童生徒の安全を確認する。 |
| ○避難 | 1 避難勧告等の連絡があった場合は児童生徒を安全な場所へ避難させる。 |
| ○避難場所 | 〈校内での活動中〉 ・上記の対応 5 項目に沿って行動する。 〈校外での活動中〉 ・近くの家、コンビニなどの建物に避難する。 |
| ○移動 | 〈学校からバスで移動する場合〉 ・騒がず、静かに大人の話聞く。 ・シートベルトを必ず着用する。 〈屋外で歩いて移動する場合〉 ・歩く時は、人や車からも、見えなくなることがあるため、目立つ色の服を着る。 ・一人で歩かず複数で行動する。 ※外を行動する時の危険性としては、吹きだまりによる歩行困難、強風、思わぬ物が飛んでくることが考えられる。 |
| ○連絡 | 1 教育委員会への連絡 富良野市教育委員会 TEL 39-2320 |
| 資料 | ○富良野市立樹海学校 教育計画 ○北海道教育委員会 学校防災教育懇談会 『楽しい雪とあばれる雪』 |

◇ 大雨・洪水の対応

| | |
|----------|--|
| ○大雨・洪水とは | 1 地震、火災等と異なり、天候の悪化による危険は気象情報によって被害の予測がつけられるので、予防的対応がある程度可能である。ただし局地的集中豪雨のように予測不可能の場合もあるので注意しなければならない。部屋の窓、出入り口の戸締まりなどを万全に行う。 |
| ○対応 | 1 集団下校が必要な場合は、校長・教頭・生徒指導部で検討し、決定する。 2 決定後速やかに緊急連絡網で家庭に連絡し、在宅の有無を確認する。 3 保護者に連絡がつかない児童生徒については学校待機とし、再度連絡を取る。 4 保護者に通常乗り降りしているバス停まで迎えに来てもらう。 5 帰宅後は電話で学校に連絡してもらい、児童生徒の安全を確認する。 |

| | |
|-------|--|
| ○避難 | 1 大雨による土砂崩れ、洪水の危険が迫ったと判断される場合（避難勧告等の連絡があった場合）は児童生徒を安全な場所へ避難させる。 |
| ○避難場所 | <p>〈校内での活動中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の対応5項目に沿って行動する。 <p>〈校外での活動中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの家、コンビニなどの建物に避難する。 |
| ○移動 | <p>〈学校からバスで移動する場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒がず、静かに大人の話聞く。 ・シートベルトを必ず着用する。 |
| ○連絡 | 1 教育委員会への連絡 富良野市教育委員会 TEL 39-2320 |

ウー⑧ 建物老朽化

| | |
|------------|---|
| ○状況の把握と対応 | <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の負傷の状況を確認し、必要により応急手当てを行う。 2 速やかに管理職に報告する。 3 負傷の状況により、救急車を要請して医療機関へ搬送する。 4 救急車には養護教諭か担任が添乗（自家用車の使用は極力避ける） 5 児童生徒の動揺を鎮め、他の場所へ移動させる。 6 当該施設・設備を使用中止にし、現場付近の立ち入りを禁止する。 7 事故を目撃した児童生徒に、動揺を鎮めながら可能な範囲で事故の状況を聞き、収集した情報を速やかに管理職に報告する。 8 負傷した児童生徒と他の児童生徒に対し、心のケアを継続的に行う。 9 報道等の窓口は校長（教頭）に一本化 |
| ○保護者への対応 | <ol style="list-style-type: none"> 1 負傷した児童生徒の保護者に、事故の発生、負傷の状況、搬送先、事故への対応の経過を正確に連絡する。 2 軽傷の場合であっても、保護者に対して速やかに医療機関で受診するよう依頼する。 3 事故の状況、負傷の程度に応じて、保護者に対する説明会を開き、事故原因や対応の経過、再発防止に向けた学校の取り組みなどを説明し、理解を求める。 |
| ○関係機関との連携 | <ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関と連携し、児童生徒の負傷の状況を把握する。 2 警察に報告し、事故の概要、負傷した児童生徒への対応状況を説明し、事故の調査検証に協力する。 |
| ○教育委員会への報告 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会へ報告し、状況の変化に応じて適宜報告する。 |

ウー⑨ プール使用による事故・怪我等

| | |
|-----------------|--|
| ○状況の把握と対応 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事故発生に気づいたら、すばやくプールサイドに引き上げ安静にする。 2 意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などの状況を迅速に把握し、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等をする。 3 救急車の要請と校長への連絡、教職員の応援を依頼する。そのため、他の教職員または児童生徒に職員室と保健室への連絡を指示する。 4 救急車には教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは児童生徒につき添い続ける。 5 事故を目撃した児童生徒に対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。 |
| ○保護者への対応 | <ol style="list-style-type: none"> 1 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や児童生徒の状況、搬送先などを伝える。 2 管理職と担当教員は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。 |
| ○教育委員会・関係機関への報告 | <ol style="list-style-type: none"> 1 管理職は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。 2 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。 3 教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供をする。 |

| | |
|-------------|---|
| ○事後措置 | <ol style="list-style-type: none"> 1 保護者に、事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。 2 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。 3 外部への情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。 4 児童生徒の心のケアに努める。 5 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。 |
| ○水泳における事故防止 | <ol style="list-style-type: none"> 1 安全面に十分配慮しながら、児童生徒の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や興味・関心等に応じた学習指導に努める。 2 児童生徒が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。 3 あらかじめ、活動に支障のある既往症等の有無を把握し、日常の健康観察を十分に行い、これに基づいて適切な指導を行う。 4 プールの使用にあたっては、実態に即した安全管理体制を組織し、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すこと。また、施設や浄化装置の付属施設についても、定期点検はもとより始業時及び臨時の点検を行い、安全管理に万全を期すとともに、プールには最浅・最深部分に水深を明示する。 5 緊急時に備え、保温用毛布等を装備しておくとともに、事故が発生した場合に備えて正確かつ迅速な対応の仕方を心得ておく。 <p>※「水泳指導の手引(三訂版)」(平成26年3月 文部科学省) 「プールの安全標準指針」(平成19年3月 文部科学省、国土交通省) 「学校における水泳事故防止必携(新訂二版)」(平成18年6月 独立行政法人日本スポーツ振興センター) 「学校水泳プールの安全管理について」(文休体第232号 平成11年6月25日付通知) を参考に事故防止の徹底に努める。</p> |

ウー⑩ 弾道ミサイル

| | |
|--|--|
| 1 発生時の対応のポイント ○事案発生時の対応 (状況把握・初期対応) | <ol style="list-style-type: none"> 1 Jアラートやテレビ、ラジオ等から正確な情報収集を行う。 2 学校での教育活動中にミサイルが発射された場合、学校内外の安全状況を確認し、児童生徒や教職員等の安全確保に努める。また、状況に応じて児童生徒や教職員、来校者等を安全な場所へ避難誘導する。 3 落下場所等についての情報を確認するまで避難を継続する。また、発射の時間が登下校時間帯の場合には、安全が確認されるまで登下校やスクールバスの運行を一時見合わせる。 |
| ○参考 全国瞬時警報システム(Jアラート)や防災行政無線、緊急速報メール等による迅速な行動 | <p><屋外にいる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り頑丈な建物や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。 <p><建物がない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 <p><児童生徒が学校にいる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドアや窓は全て閉めて、ドア、壁、窓ガラスから離れて座らせる。 ・校庭にいる児童生徒は、速やかに校舎内に避難させる。 |

| | |
|---|--|
| | <p><スクールバスの中にいる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスを止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下に避難する。周囲に避難できる建物又は地下施設がない場合、バスから離れて地面に伏せ、頭部を守る。 ・スクールバスから出ると危険な場合には、バスを安全な場所に止め、車内で姿勢を低くして、避難解除の指示があるまで待機する。 <p><公共交通機関を利用している場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の乗務員等の指示に基づく行動を取る。 <p>※ 内閣官房国民保護ポータルサイトを参考</p> |
| <p>2 発生後の対応のポイント</p> <p>○ミサイル落下後の対応</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の安全を確認し、人的被害等が発生した場合には、警察や消防などに通報するとともに、保護者に連絡する。 2 臨時休業や授業時間の繰り上げを行う場合は、集団下校等、下校のための安全な手立てを講じ、保護者に連絡する。 ※臨時休業等の判断については、教育委員会が別途示す「非常変災時における道立学校の対応方針」により、学校長が判断する。 3 報道機関や関係機関等への対応は、混乱を避けるため、窓口を一本化し管理職が当たる。 4 近くにミサイルが落ちた場合の対応については、 <ul style="list-style-type: none"> ・校舎内にいる場合には、教室等の換気扇を止め、窓やカーテンを閉め、目張りをして室内を密閉する。 ・校舎外にいる場合には、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。 |
| <p>○教育委員会（教育局）への報告</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒や校舎等に被害があった場合は、その概要について速やかに報告し、対応策等について指導助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。 2 児童生徒などが精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請するなど、早い段階から支援や助言を受ける。 |
| <p>3 弾道ミサイルの発射に備えた対応のポイント</p> <p>○事前の対策</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 Jアラートが発信された場合の対応方針や臨時休業等の連絡方法などについて、児童生徒や保護者への周知を徹底しておく。 2 自治体の危機管理部局等の関係機関と連携し、情報収集や通信手段等について確認する。 3 危機管理マニュアルや学校安全計画等の点検や見直しを行う。 |
| <p>○安全教育の徹底</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 自治体の危機管理部局と連携しながら、避難訓練などの機会を活用して上記ポイントを指導するなど、児童生徒が安全な行動を取ることができるよう安全教育を充実させる。 |

A高校で2時間目の授業中、職員室に、「学校に爆弾を仕掛けた。12時に爆発する。」と電話があった。電話を受けた教職員は、さらに詳しいことを聞こうとしたが、電話が切れた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- 電話を受けた教職員は、ただちに内容を管理職に伝える。管理職は警察へ通報し、指示を受ける。
- 管理職は全教職員に状況を説明し、生徒の安全確保のため、教職員に生徒の安全な場所への避難誘導を指示する。（爆発の予告まで時間がない場合は校内放送等で連絡する。）
- いたずらの可能性もあるが、爆発を想定し、生徒の安全確保のため、安全な場所へ避難させる。その際、生徒に不審物には触れないよう指示する。
- 教職員が分担し、不審物がないか確認し、迅速に避難させる。避難後、担任等は生徒名簿により点呼を行い、生徒の安全を確認する。
- 校地内に、来客を立ち入らせない。

警察との連携・対応

- 警察の指示に従い、捜索等に協力する。（校舎配置図、校舎案内、電話内容の事情聴取、不審物情報等）
- 捜索結果ごとに、警察の助言を参考にするなど、連携して以下の対応をする。

〔爆発物が発見された場合〕

- 避難場所の再検討（変更）など生徒等の安全確保を図る。
- 生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
- 爆破による火災発生が想定される場合は、学校は消防署等関係機関へ連絡する。
- 爆発物の処理が終わった後、授業再開の時期等を決定する。
- 保護者に事故の状況について説明する。

〔爆発物が発見されなかった場合〕

- 学校は授業の再開の時期を決定する。
- 保護者に事故の状況について説明する。

爆発発生時の対応

〔避難完了前に爆発した場合〕

- 生徒等をグラウンドなど校外の安全な場所へ避難させ点呼を行う。
- 負傷者の応急手当、救急車での負傷者の医療機関への搬送する。
- 死傷者のリストを作成し、不明者の有無等、生徒及び教職員の安否を確認する。
- 教職員は負傷者の搬送先の病院を保護者へ連絡する。
- 校舎等の被害状況を確認する。

〔避難完了後に爆発した場合〕

- 点呼を行うとともに、生徒の安全を確認する。
- 校舎等の被害状況を確認する。
- 生徒を安全に下校させる。保護者への引き渡しをする。

〔事態が収束した後の対応〕

- 警察や消防の現場検証に協力する。
- 負傷した生徒やショックを受けている生徒等に対する心のケアを行う。
- 教育活動再開に向けて教育委員会と連携し、保護者への説明、施設の復旧、備品の確保、教職員の確保等の必要な対策を迅速に行う。

保護者への対応

- 事故の発生及び状況について連絡する。
教育委員会（教育局）への報告
- 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受け、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。

爆破等の予告に対する対応方針

- (1) 児童生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- (2) 警察との連携による校舎内外の不審物の点検、不審者の警戒を実施する。
- (3) 安全確保の上で教育活動を実施する

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事故発生に備えた学校体制の確立

- ・緊急時に連絡する警察署、消防署、医療機関、関係機関等の所在地、電話番号を教職員に周知するとともに、職員室、事務室等に掲示する。
- ・様々な想定避難訓練を行い、生徒の緊急避難が迅速確実に行われるようにする。
- ・校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去することにより、異常の有無を確認しやすくする。

ウー⑫ 犯罪の予告

市内の小・中学校を対象とした爆破等の予告のメールが、市役所に送られてきた。

【予告内容の例】「●月●日●時●分より、学校を爆破する。」

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・犯罪予告を受けた学校または教育委員会が警察へ通報し、学校の警戒を依頼する。（市町村教育委員会は、速やかに教育局へ報告願います。）
- ・管理職は全職員に状況を説明し、今後の対応方針、対応策の手順や内容を指示する。

警察への協力と対応

- ・学校は、犯行予告日まで、警察と連携し、校舎内外での不審物の点検、不審者の警戒等を実施する。
- ・不審物、不審者があった場合は、警察の指導の下に対応する。

※不審物が発見された場合

- ・警察と協力し、児童生徒を安全な場所へ避難誘導し、安全確保を図る。
- ・児童生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
- ・不審物の処理後、授業再開の時期等を決定する。
- ・保護者や児童生徒に事故の状況と学校の対応を説明する。
- ・犯行予告日も含め、警察の助言を受け、児童生徒の安全確保を判断した場合は、教育活動を実施する。

保護者への対応

- ・犯罪予告の概要を伝える。
- ・教育委員会は域内の各学校の保護者に周知する内容を検討し、学校に指示する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故概要を速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等の指導助言を受け、対応状況を適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。（複数校を対象とした事案の場合は、教育委員会が窓口となる。）

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

不審者の侵入防止体制の整備（日常的な取組）

- ・校門、外灯、校舎の出入り口、窓、鍵の状況等を点検し、必要に応じ補修を行う。
- ・死角の原因となる障害物、自転車置場や駐車場等からの進入の可能性について点検を行う。
- ・校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去し、異常の有無を確認、不審物の発見に努める。
- ・使用しない出入り口及び教室等は施錠する。
- ・来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別を可能にする。

関係機関等との連携

- ・警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、日頃から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する。

危機管理体制の確立

- ・同様の事案を想定した対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、児童生徒の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

事後の対応

- ・保護者説明会等を実施し、事件の概要等について説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラーと連携し、児童生徒や教職員の心のケアに努める。

爆破等の予告に対する対応方針

- (1) 児童生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- (2) 警察との連携による校舎内外の不審物の点検、不審者の警戒を実施する。
- (3) 安全確保の上で教育活動を実施する。

- ・対応の手順や方法、連携の在り方などについて検証する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第 29 条の 2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）

【参考資料等】

- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」
（平成 30 年 2 月 文部科学省）